医薬薬審発 0919 第 4 号 令和 7 年 9 月 19 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長 (公 印 省 略)

新医薬品の再審査期間の延長について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の4第3項の規定に基づき、下記のとおり新医薬品の再審査期間が延長されたので、御了知のうえ関係各方面に対し周知されるようお取り計らい願いたい。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体の長、独立行政法人医薬品医療機器 総合機構理事長及び各地方厚生局長宛てに発出するので、念のため申し添えます。

記

(1) 医薬品の名称: ナルティークOD錠75mg 延長された再審査期間: 令和17年9月18日まで

承 認 取 得 者: ファイザー株式会社

理 由: 小児に対する用法・用量設定及び小児集団におけ

る有効性・安全性を把握する目的で治験を実施す

る必要があると認められたもの

(2) 医薬品の名称: ドルミカムシロップ 2 mg/mL 延長された再審査期間: 令和 13 年 9 月 18 日まで

承 認 取 得 者: 丸石製薬株式会社

理 由: 新投与経路医薬品として、法第14条の4第1項第

1号ハに該当するものと取り扱うことが適切と認

められたもの



別記

公益社団法人 日本医師会 担当理事 公益社団法人 日本歯科医師会 会長 公益社団法人 日本薬剤師会 会長 日本製薬団体連合会 会長 一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長 各地方厚生(支)局長